

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	経営支援課	検索番号	1-0-3
法令名	貸金業法	根拠条項	24条の6の4第1項 24条の6の5第1項 24条の6の6第1項		
不利益処分	登録の取消し				
(根拠規定) 貸金業法 (監督上の処分) 第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第六条第一項第十三号(第十二条の三第三項の規定の適用がある場合を除く。)又は第六条第一項第十四号から第十六号までのいずれかに該当することとなったとき。 二 貸金業の業務に関し法令(第十二条、第十二条の五、第二十四条第三項及び第四項、第二十四条の二第三項及び第四項並びに第二十四条の三第三項及び第四項を除く。)又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。 三 第二十四条第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき。 四 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。 イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者(第二十四条第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。 ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。 五 第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。 六 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。 イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者(第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。					

- ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
- 七 第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。
- 八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
- イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。
- ロ 当該受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
- 九 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 十 保証等に係る求償権等を取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 十一 受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。
- 十二 第二号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したとき。

2～3 【略】

（登録の取消し）

第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十二条の五の規定に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合について準用する。

(所在不明者等の登録の取消し)

第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(処分基準)

愛媛県貸金業者行政処分実施要領

第2章 行政処分の基準

1 処分の適用

この基準における処分は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるとき、又は法が遵守されないことにより、資金需要者等に損害が発生している場合又は損害が発生すると見込まれる場合で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

(1) 指導・注意・警告等を行った後においても法令違反が改善されない場合又は改善される見込みがないと認められる場合

(2) その他法令違反が重大で処分をすることが適当であると認められる場合

2 処分の対象

処分の対象は、貸金業者（「愛媛県知事登録を受けた貸金業者」をいう。以下同じ。）及び貸金業者の役員、並びに法令違反が行われた営業所等（「営業所又は事務所であつて、貸金業を営む者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備」をいう。以下同じ。）とする。

なお、業務停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は、当該違反行為を行った営業所等に対して行うかは、個別の事例に即して判断する。

3 【略】

4 業務の改善命令

資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置を命令する。

5 (略)

6 処分の量定基準

(1) 業務停止処分及び登録取消処分の基本的な量定は、別表1及び別表2に定めるところによるものとする。

(2) 業務停止処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）が併合する場合は、各処分事由に係る量定区分の最も長い量定の最高期間にその2分の1を加算した期間（ただし、各処分事由に係るそれぞれの最高期間を合計した期間を超えないものとし、かつ、1年を超えないものとする。）を量定の上限とすることができる。ただし、その行為の悪質性、情状等諸般の事情を考慮した上で業務改善の余地が認められないときは、法第24条の6の4第1項の規定に基づき、登録の取消しを行うものとする。また、量定の下限は、最も重い量定区分の最低期間とする。

なお、1の行為について、2以上の処分事由に該当するときの量定の上限及び下限は、それぞれの量定区分の最も長い量定の最高期間及び最低期間とする。

(3) 常習違反に対する加重については、次に定めるところによるものとする。

① 既往1年間に60日以上業務停止処分を受けた貸金業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反を行った場合において、その行為の悪質性、情状等諸般の事情を考慮した上で業務改善の余地が認められないときは、法第24条の6の4第1項の規定に基づき、登録の取消しを行うものとする。

② 既往3年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対し、業務停止処分を行うときは、処分事由に係る上記(1)及び(2)により定める量定区分の期間を2倍にした期間とする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

7 量定の加減

登録取消し処分及び業務停止処分を命ずるときは、原則として別表1に定める基準量定（期間）とするが、次のような事由があるときは、悪質性、情状等を考慮した上で、上記6に定めた量定の範囲内において加重又は軽減することができる。

なお、基準量定（期間）は、上記6の(2)に該当する場合は、処分事由に係る基準量定（期間）の最も長い基準期間を1.5倍した期間、上記6の(3)の②に該当する場合は同様に2倍した期間とし、いずれも1年を超えないものとする。

(1) 処分を加重すべき事由とは、例えば次のようなものをいう。

イ. 既往3年間に業務停止処分に相当する事由に該当し、文書による是正を求められていること。

ロ. 法令違反を犯した者（以下「実行行為者」という。）が複数であること。

ハ. 実行行為者が事業主（個人の場合）、役員（法人の場合）若しくは重要な使用人である場合又はこれらの者が関与していること。

ニ. 法令違反行為が計画的犯行であること。

ホ. 法令違反行為に対する改悛の情がみられず、業務に対する改善措置が不十分であること。

ヘ. 最近1年間に貸付け及び取立てなどに係る業務に関する苦情が多数であること。

ト. 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められること。

- チ. 立入検査の結果、当該処分事由と同一の法令違反が多数認められていること。
- リ. 被害者の損害が速やかに回復される見込みがないこと。

(2) 【略】

8 【略】

9 登録の取消し

- (1) 貸金業者が次の①～⑤のいずれかに該当するときは、貸金業の登録を取り消す。
- ① 法第24条の6の4第1項のうち別表1の量定区分F及びGに該当するものであるとき。
(第2章の7の(2)による情状の余地が認められる場合を除く。)
 - ② 法第24条の6の4第1項のうち別表1の量定区分Eに該当するものであり、第2章の7の(1)ハに該当し、かつ、イからリへのいずれかに該当するとき。
 - ③ 第2章の6の(2)ただし書又は第2章の6の(3)の①に該当するとき。
 - ④ 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - ⑤ 法第24条の6の6第1項に該当するとき。
- (2) 上記(1)の処分(法第24条の6の6第1項第1号による場合を除く。)があった場合は、遅滞なく被処分者に通知する。

(別表1)

業務停止の量定区分別期間

量定区分	最低期間	最高期間	基準量定(期間)
A	15日	30日	15日
B	20日	60日	30日
C	30日	90日	45日
D	45日	180日	60日
E	90日	取消し (停止は1年)	120日
F (法第24条の6の4 による場合)	60日	—	取消し
G (法第24条の6の4 による場合)	120日	—	取消し
H (法第24条の5及び 法第24条の6の6に よる場合)	—	—	取消し

期間の決定は5日単位とする。

(別表2)

処分事由別量定区分

処分事由	関係条項	量定区分	基準量定(期間)	備考

不正登録	法第3条第1項	H	取消し	
登録申請書等虚偽記載違反	法第4条	E	120日	
登録拒否要件該当	法第6条第1項第1号又は第4号から第12号まで	H	取消し	
	法第6条第1項第13号（法第12条の3第3項の規定の適用がある場合を除く。）及び第14号	F	取消し	
	法第6条第1項第15号	F	取消し	
	法第6条第1項第16号	G	取消し	
登録換えにおける無登録違反	法第7条 法第3条第1項	H	取消し	
変更の届出義務違反	法第8条第1項及び第3項	B	30日	
廃業等の届出義務違反	法第10条第1項	B	30日	
登録営業所等以外営業の禁止違反	法第11条第3項	E	120日	
名義貸しの禁止違反	法第12条	H	取消し	
業務運営に関する措置義務違反	法第12条の2	A	15日	
指定紛争解決機関との契約締結義務等違反	法第12条の2の2第1項	D	60日	
	法第12条の2の2第2項	B	30日	
貸金業務取扱主任者の設置義務違反	法第12条の3第1項（同条第3項の規定の適用がある場合を除く。）	F	取消し	
	法第12条の3第2項から第4項まで	C	45日	
証明書の携帯等義務違反	法第12条の4第1項	C	45日	
従業者名簿の備付違反	法第12条の4第2項	B	30日	
暴力団員等の使用の禁止違反	法第12条の5	H	取消し	
禁止行為違反	法第12条の6第1号	D	60日	
	法第12条の6第2号から第4号まで	A	15日	
生命保険契約の締結に係る制限違反	法第12条の7	G	取消し	
利息、保証料等に係る制限等違反	法第12条の8第1項、第3項及び第4項 利息制限法第1条、第9条	G	取消し	
	法第12条の8第5項から第7項まで 及び第9項	C	45日	
	法第12条の8第8項及び第10項	D	60日	
返済能力の調査義務違反	法第13条第1項 （第5項）	A	15日	
	法第13条第2項 （第5項）	D	60日	
	法第13条第3項及び第4項 （第5項）	C	45日	
過剰貸付等の禁止違反	法第13条の2第1項	D	60日	

基準額超過極度方式基本契約に係る調査義務違反	法第13条の3第1項及び第2項	D	60日	
	法第13条の3第3項及び第4項	C	45日	
基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置義務違反	法第13条の4	D	60日	
貸付条件等の揭示義務違反	法第14条	C	45日	
貸付条件の広告等義務違反	法第15条	D	60日	
誇大広告の禁止等違反	法第16条	D	60日	
契約締結前の書面の交付義務違反	法第16条の2第1項から第3項まで	D	60日	
生命保険契約に係る同意前の書面の交付義務違反	法第16条の3第1項	D	60日	
契約締結時の書面の交付義務違反	法第17条第1項から第5項まで	D	60日	
受取証書の交付義務違反	法第18条第1項	D	60日	
帳簿の備付け義務違反	法第19条	C	45日	
帳簿の閲覧等請求拒否違反	法第19条の2	C	45日	
特定公正証書に係る制限違反	法第20条	D	60日	
公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限違反	法第20条の2	D	60日	
取立て行為の規制違反	法第21条第1項	E	120日	
	法第21条第2項及び第3項	C	45日	
債券証書の返還義務違反	法第22条	A	15日	
標識の揭示義務違反	法第23条	C	45日	
貸金業者が、債権を譲渡する場合、保証業者と保証契約を締結する場合若しくは債務の弁済を他人に委託する場合、又は保証業者が、保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合、若しくは受託弁済者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合の通知義務違反	法第24条第1項、 法第24条の2第1項、 法第24条の3第1項、 法第24条の4第1項、 法第24条の5第1項	C	45日	
取立て制限者に対する債権譲渡等違反	法第24条第3項	G	取消し	
取立て制限者との保証契約の締結違反	法第24条の2第3項	G	取消し	
取立て制限者との貸付け契約に基づく債務弁済の委託違反	法第24条の3第3項	G	取消し	
貸金業者が、密接な関係を有する者に貸付の契約に基づく債権譲渡等をした場合、その相手方が当該債権の取立てに当たり第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等刑罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払う義務違反	法第24条第4項	D	60日	

貸金業者が、密接な関係を有する保証業者と貸付に係る契約について保証契約を締結した場合、又は、密接な関係を有する者に貸付契約に基づく債務弁済を委託した場合、それぞれの相手方が求償権等の取立てに当たり第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払う義務違反	法第24条の2第4項 法第24条の3第4項	D	60日	
開始等の届出義務違反	法第24条の6の2	B	30日	
業務改善命令違反	法第24条の6の3	D	60日	
債権譲渡等又は保証契約の締結若しくは弁済の委託をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき ・貸金業者が、債権の譲受人等、保証契約を締結した保証業者若しくは受託弁済が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は、債権譲渡等又は保証契約の締結若しくは弁済の委託をした後取立て制限者が当該債権又は保証等若しくは受託弁済に係る求償権等の譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき ・債権譲渡等を受けた取立て制限者、保証契約を締結した取立て制限者、受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者が当該債権又は求償権等の取立てをするに当り、法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。	法第24条の6の4第1項第4号、同項第6号、同項第8号	G	取消し	
・当該貸金業者と密接な関係を有する債権の譲受人等又は求償権を取得した保証業者若し	法第24条の6の4第1項第9号、同項第10号、同項第11号	G	取消し	

くは受託弁済者が、当該債権又は求償権等の取立てをするに当り、法第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。				
業務停止命令違反	法第24条の6の4第1項	G	取消し	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反	法第24条の6の4第1項第12号	G	取消し	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 (同法第32条の2第7項の規定を除く。)				
役員解任命令違反	法第24条の6の4第2項	D	60日	
所在不明者等の登録の取消し	法第24条の6の6	H	取消し	
事業報告書の提出義務違反	法第24条の6の9	D	60日	
報告徴収命令違反(業務報告書提出等義務違反)	法第24条の6の10第1項	D	60日	
検査拒否等違反	法第24条の6の10第3項	D	60日	
非協会員に対する社内規制の作成等義務違反	法第24条の6の12第3項及び4項	D	60日	
貸金業協会の名称使用制限違反	法第25条第5項	A	15日	
非協会員の名称使用制限違反	法第37条第8項	C	45日	
個人信用情報の提供義務違反	法第41条の35	D	60日	
指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等義務違反	法第41条の36	D	60日	
加入指定信用情報機関の商号等の公表義務違反	法第41条の37	A	15日	
目的外使用等の禁止違反	法第41条の38	E	120日	

(その他)